

## 投資信託積立取引楽天カード集金代行約款

### (約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様が楽天証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で契約する投資信託受益証券又は受益権（以下「投資信託」といいます。）の累積投資契約に基づく定時定額買付取引（以下「投信積立」といいます。）のうち、楽天カード株式会社（以下「楽天カード（株）」といいます。）の発行するクレジットカード（以下「楽天カード」といいます。）につき楽天カードによる物品又はサービスの購入の対価の支払先として登録されている金融機関の預貯金口座から自動引落により払い込む方法（以下「集金代行」といいます。）による決済サービス（以下「本サービス」といいます。）に関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

### (投信積立)

第2条 お客様は、本約款及び「投資信託積立取引約款」の内容を了承のうえ、本サービスを利用するものとします。

### (他の規定等の準用)

第3条 この約款に定めのない事項については、「総合証券取引約款」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」、「投資信託積立取引約款」その他の規定、約款により取り扱うものとします。この約款において「引落」とは、金銭を金融機関の預貯金口座より同一又は他の金融機関の他の口座に振り替えることをいいます。

### (ご利用の申込み)

第4条 お客様は、本サービスの利用を希望する場合、当社が定める方法により申込みを行うものとします。当社の定める要件を充たした申込につき、当社は、本サービスの利用を承諾します。

### (ご利用の制限)

第5条 本サービスにおいて、お客様がご利用になれる楽天カードの種類は、当社が指定するものとします。

2 本サービスは、お客様の当社における証券総合口座の名義と楽天カードの名義が同一である場合に限り、ご利用になれることとします。

### (口座確認に関する同意)

第6条 お客様は、楽天カード（株）が前条第2項に定める事項に関し、次のことを行うことに同意するものとします。

- ① ご利用申込みの際に、お客様の氏名、生年月日等を用い、を当社との間でお客様の本人確認をすること

(集金代行による引落し)

第7条 お客様は、本サービスのご利用にあたり、投信積立に必要な代金について、当社が楽天カード(株)に対して集金代行業務を委託することを了承するものとします。

2 楽天カード(株)は、毎月一定の日(休業日にあたる場合は翌営業日)に、投信積立に必要な代金を楽天カードによる物品又はサービスの購入の対価の支払先として登録している金融機関の預貯金口座から引き落とすことにより受領します。

3 楽天カード(株)は、前項の引落しにより受領した代金を、毎月一定の日(休業日にあたる場合は翌営業日)に当社へ入金することとします。

(買付の時期)

第8条 当社は、前条第3項において入金された代金により、当社が定める毎月一定の日(休業日にあたる場合は翌営業日)にお客様の指定した投資信託を買付けることとします。

(申込み内容の変更)

第9条 お客様は、当社所定の手続きにより本サービスの申込み内容の変更を行うことができます。

(届出事項の変更)

第10条 お客様は、当社又は楽天カード(株)への届出事項に変更があった場合は、速やかに各々の会社に届出るものとします。

(解約)

第11条 次の各号のいずれかに該当したときに当社は本サービスを解約することができるものとします。

- ① お客様が当社所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合
- ② お客様が本サービスを利用する資格を喪失した場合(総合証券取引約款第52条に掲げる解約事由に該当した場合を含みますがこれに限りません。)
- ③ お客様が第12条に定める本約款の改正に同意されない場合
- ④ 3回連続して引落しができなかった場合(お客様の責めに帰すべからざる事由による場合を除きます。)
- ⑤当社が本サービスの解約を申し出た場合
- ⑥当社が本サービスを営むことができなくなった場合

(本約款の変更)

第12条 本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要を生じたときは変更されることがあります。

- 2 変更の内容が、お客様の権利を制限し、又は新たな義務を課すこととなる場合には、その内容を通知させていただきます。
- 3 前項の通知は、変更の影響が軽微であると当社が判断する場合には、当社ホームページ等への掲載によって行うことができます。
- 4 第2項の通知又は前項の掲載が行われた後、お客様から所定の期日までにご異議のお申出がない場合は本約款の変更にご同意いただいたものとさせていただきます。

以上

(2018年10月)